

第2期

野木町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

《令和4年度～令和8年度》

支えあい ともに生きる
笑顔あふれるまちづくり

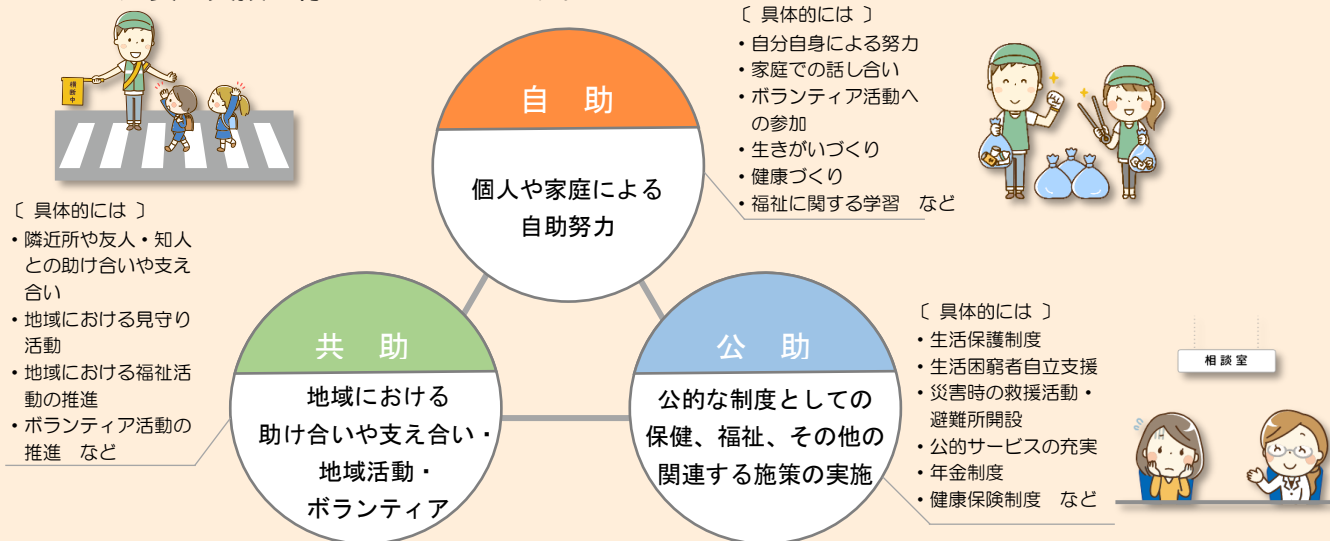


令和4年3月

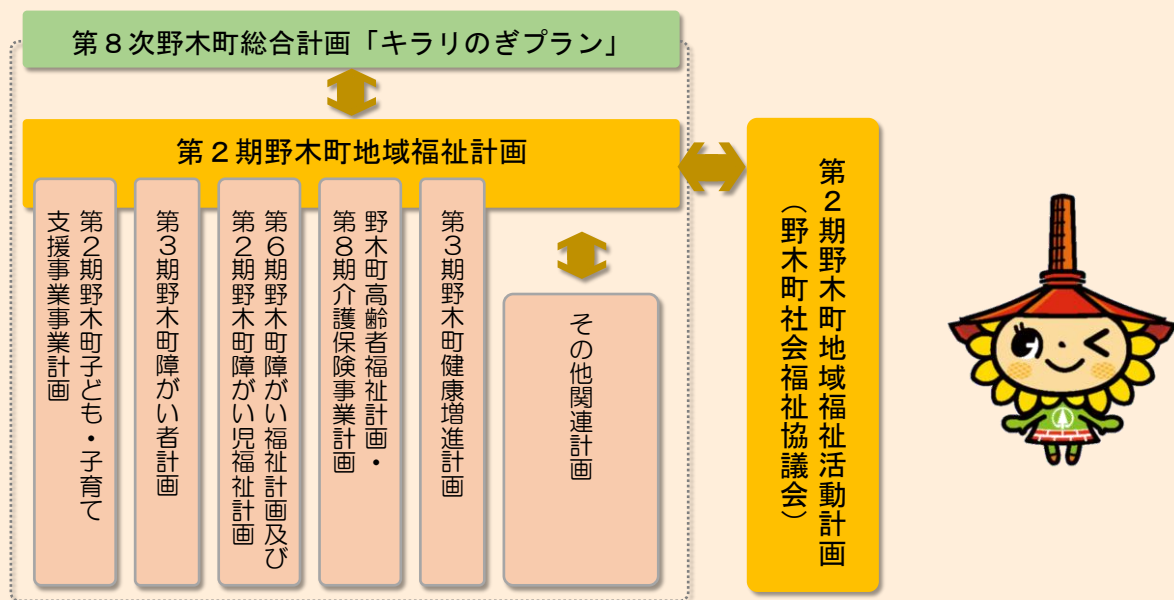
野木町・野木町社会福祉協議会

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。



2 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、町民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 基本理念

本計画では前計画の基本理念を継承し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていきける「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指します。

支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり

5 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



基本目標1 支えあう心を育む人づくり

基本施策1 福祉教育の推進

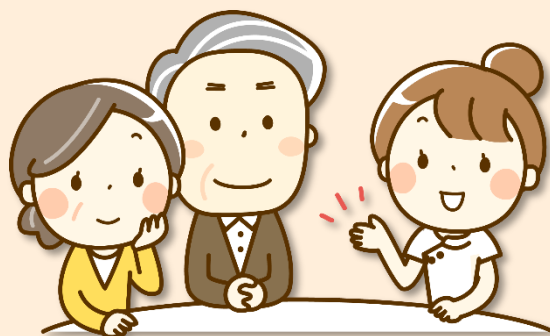
みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭でも福祉について考え、家族で話し合う機会を増やしましょう。 ○地域のことについて身近な人と話をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育を充実するため、教職員の研修を実施します。 ○児童生徒の健全育成を図るため、非行の未然防止や早期対応につながる取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校におけるボランティア活動や福祉教育の取り組み等について、地域福祉新聞に掲載し、地域住民への普及啓発を図ります。 ○子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。

基本施策2 地域福祉を推進する担い手の育成

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。 ○特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座や手話奉仕員養成研修等の充実に努めます。 ○ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの機会の確保及び育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者や高齢者等の理解及び支援活動の参加に必要な講座を実施します。 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等を行います。

基本施策3 地域活動と参加の促進

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の祭り・伝統行事、各種のイベントなどに積極的に参加しましょう。 ○地域で活動している人や団体に自主的に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治組織が自主的かつ円滑に活動できるよう支援します。 ○生活支援コーディネーターと連携して、地域活動への参加の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブなどの地域福祉団体の活動を支援・協力し、活動の周知や活性化を図ります。 ○地域福祉事業に対する理解や福祉活動への参加・参画を促進するため、情報を発信します。



基本目標 2 地域の絆づくり

基本施策 1 顔の見える関係づくり

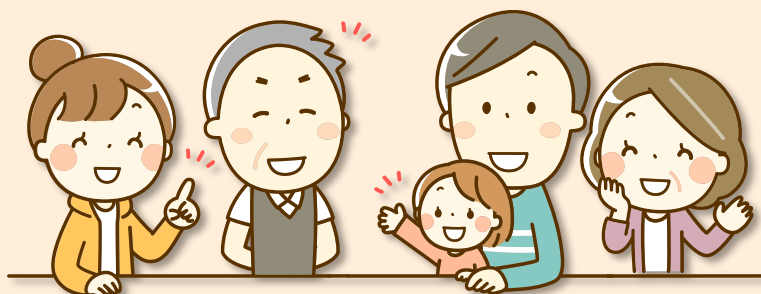
みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○地域でお互いに顔見知りになるよう、あいさつや声かけをしましょう。 ○隣近所とのつながりを大切にし、顔が見える関係を築きましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校等の活動を通じて積極的にあいさつ運動を進めます。 ○地域の声かけ・あいさつ運動を周知啓発し支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の発信や関係機関・団体等と連携し、地域の声かけ・あいさつ運動を推進します。

基本施策 2 身近な地域交流の場の充実

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンや地域のいこいの場に行ってみましょう。 ○地域での交流ができるようなイベントや取組を企画しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の創作活動の場や生産活動の機会を提供し、地域生活の支援を図ります。 ○各種団体等の地域交流活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域福祉団体等と連携を図りながら、社会参加及び交流機会の充実を図ります。 ○地域住民が福祉についての理解や関心を得るための啓発活動を行います。

基本施策 3 多様な主体によるつながりづくり

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の座談会や研修会に参加しましょう。 ○様々な分野で活動する人たちと交流し、意見交換しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。 ○地域の障がい福祉に関する現状と課題を共有し、課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民と意見交換を行い、地域の困りごとや要望等を把握し、地域における福祉活動につながるよう支援します。 ○研修会や交流会、各種大会等への参加を通じて、ボランティア相互の連携・情報交換・交流を図ります。



基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時にすぐに避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路などを確認しましょう。 ○地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治組織や自主防災組織等との連携により、防災対策の充実を図ります。 ○平常時の活用も考慮した防災無線の整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に町災害対策本部及び関係機関等と連携し、被災者の支援ニーズとボランティア活動を調整する役割を担うことから、平常時に訓練や研修・マニュアルの見直し等を通して、支援体制の強化や充実を図ります。 ○平常時から要配慮者、避難行動要支援者の把握に努め、行政機関と連携を図りながら災害発生時における要配慮者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に結びつけていきます。

基本施策2 日常生活における見守り体制の充実

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○普段から、近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方などに対する「見守り」や「声かけ」を行いましょう。 ○個人や地域で対応が困難な場合は、町や社協、関係機関等に連絡しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業との協定等により、地域の見守り活動が円滑に行われるよう支援します。 ○児童生徒の安全のため、学校ボランティア等による下校時の見守りの実施や支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町で実施する「野木町安全・安心見守りネットワーク事業」において、地域包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関への情報提供・活動支援に努めます。 ○配食ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者等へ昼食を宅配し、安否確認や見守りを行います。

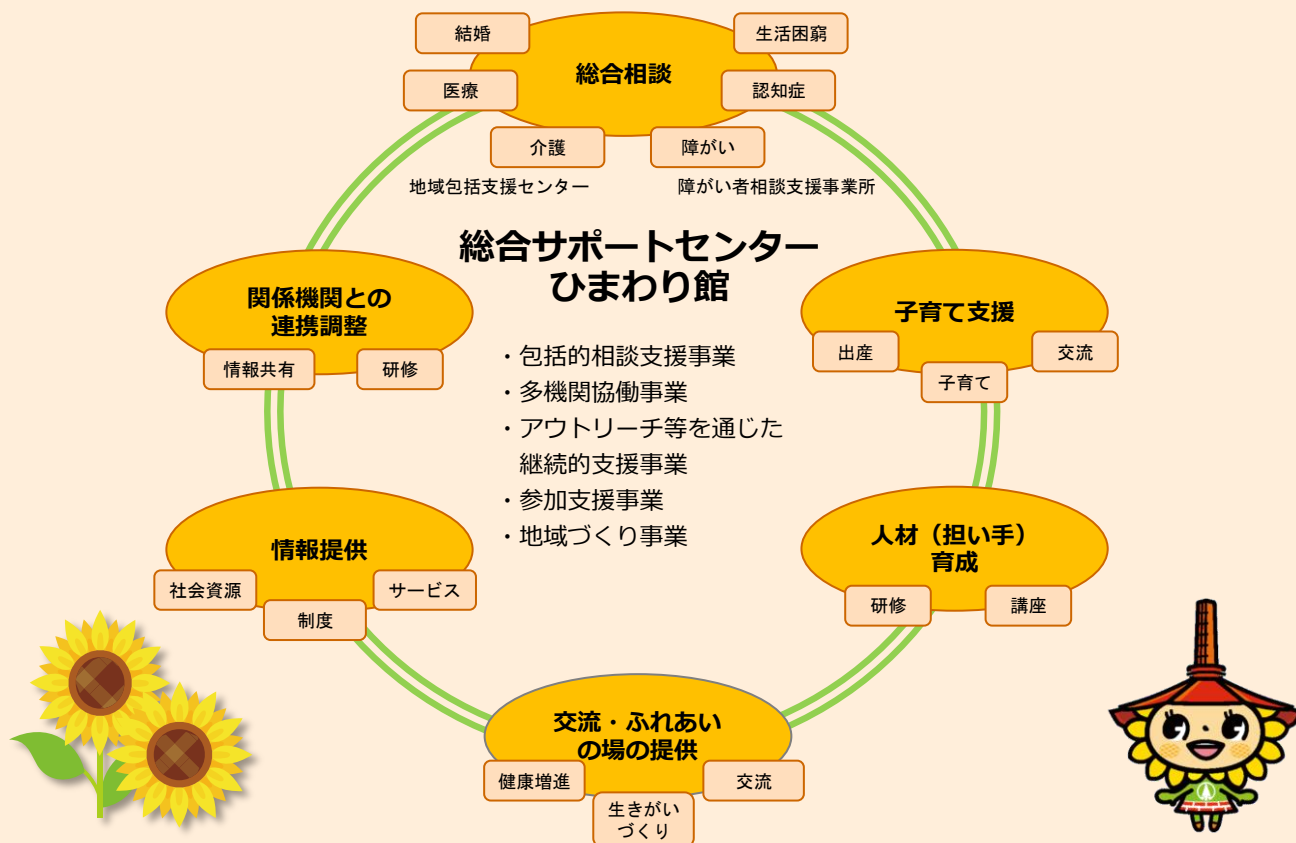
基本施策3 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まずに相談をするようにしましょう。 ○町や社協などが発信する情報の収集に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪や非行の防止に努めるとともに、自立更生者への支援を行います。 ○生活に困窮している町民に対し、自立支援に向けた支援プランの作成や生活の安定に向けた支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民が抱える悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行います。 ○低所得者世帯等に対して経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、必要な資金の貸付と相談支援を行います。

基本施策4 権利擁護の推進

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○性別、年齢、障がいの有無や国籍などにとらわれず、お互いに理解し合ひましょう。 ○成年後見制度の内容の理解を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権問題、障がい者差別防止などの積極的な啓発に取り組みます。 ○成年後見制度の周知や利用促進を働きかけるとともに、相談窓口及び対応体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定が困難な方の判断能力を補うため、法人が成年後見人等となって支援を行います。 ○判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、福祉サービスに関する情報提供や相談支援、日常的な金銭管理の支援を行います。

総合サポートセンター「ひまわり館」を核とした重層的支援体制



<再犯防止推進計画>

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づき、本町における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画として位置づけます。

- 更生保護の取組として、自立更生者が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、自立更生者への立ち直りに対する理解を促します。
- 更生保護に携わる関係団体の活動支援や、生活困窮者自立支援事業を活用できるよう関係団体と連携し、適切な支援につなげます。

<成年後見制度利用促進基本計画>

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用促進に関する取組について、基本的な計画として位置づけます。

- 行政・家庭裁判所・専門機関等が連携し、支援を必要とする方を早期発見し、適切な支援につなげるための体制を構築します。また、支援の必要な方に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者・成年後見人等が「チーム」として協力し、日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。
- 中核機関における広報機能、相談機能、成年後見制利用促進機能、後見人等支援機能強化を図ります。
- 経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対して、申立費用と後見人等への報酬の助成を実施します。
- 権利擁護支援や成年後見人等の担い手の養成・確保に向けた活動を検討します。

基本目標 4 地域福祉の仕組みづくり

基本施策 1 重層的支援体制の充実

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう。 ○隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができ体制を構築します。 ○8050問題など複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行います。 ○高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう地域で支え合う体制づくりに努めます。

基本施策 2 福祉に関する情報提供

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○町や社協が発行する情報誌、ホームページ、SNSなどを利用して、積極的に福祉に関する情報の収集をしましょう。 ○地域の身近な人と、困った時の相談先について情報共有をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町広報・ホームページ・SNS等を活用して、地域の様々な福祉に関する情報提供を行います。 ○町の窓口業務や手続き、施設などを紹介する冊子「くらしのガイドブック」を発行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行います。 ○視覚障がい者に対して、生活上必要な情報を点字、デージーCDにより提供を行います。

基本施策 3 生活支援体制の充実

みんなの取組	町の取組	社会福祉協議会の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○地域で移動に困っている人がいたら、必要に応じて買い物等の手伝いをするよう心がけましょう。 ○地域のサロンやイベントなどに一緒に参加できるよう声をかけてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活全般に対する外出支援について、多様な主体による支援方法を検討します。 ○障がい者等を対象に、社会参加や余暇活動の際に必要な外出時の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を営むことに支障のある方に対し、会員制の生活支援サービスを提供します。 ○町民の交通手段を確保するための乗り合いタクシーの運行事業を実施します。

6 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、必要な施策の見直しを講じるとともに、次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討します。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

第2期 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

発行年月 令和4年3月

発行 野木町役場（町民生活部 健康福祉課 社会福祉係）
社会福祉法人野木町社会福祉協議会

野木町大字丸林571 TEL 0280-57-4172
野木町大字友沼5840-7 TEL 0280-57-3100